佐久市川村吾蔵記念館協議会委員公募要領

佐久市教育委員会　社会教育部　文化振興課

次のとおり公募に係る条件その他必要な事項を定め、佐久市川村吾蔵記念館の協議会委員を公募します。

1　審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

名　　称	佐久市川村吾蔵記念館協議会
設 置 目 的	佐久市川村吾蔵記念館の円滑かつ適正な運営を図るため
所 掌 事 務	佐久市川村吾蔵記念館条例第1条に規定する設置目的に即し、記念館の運営に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べることができる。

2　公募の趣旨

佐久市では、政策決定過程への市民参画を促進し、広く市民の皆さんの意見を聴くことにより、総合計画や行政改革大綱に掲げる「市民協働」を実現するための手段の1つとするよう、市民の皆さんに審議会等の委員になっていただく審議会等の委員の公募制度を設けています。

佐久市川村吾蔵記念館協議会については、その設置目的や所掌する事務の内容から、市民の皆さんの意見を聴き、政策に反映させることが必要な機関であることから、同制度を適用し、委員の公募を行おうとするものです。

3　公募委員数

募 集 人 員	3人（委員総数　10人以内）

4　申込資格

申 込 資 格	次のすべてに該当する方に申込みの資格があります。 1　年齢が満 18 歳以上の方 2　①佐久市内に住所を有する、②佐久市内の事業所に勤務する、③佐久市内の学校等に在学する、のいずれかに該当する方 3　市税等を滞納していない方 4　佐久市の他の審議会等の委員でない方 5　佐久市議会議員、または佐久市職員でない方

	6 審議会等の所掌する事務と密接な利害関係がないと認められる方 7 知識および経験から、記念館の運営について意見をお持ちの方 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、その他集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行なう恐れがある組織の構成員でない方 9 平日(昼間)に開催する会議に出席できる方
基 準 日	申込日

5 申込みに必要な書類及びその様式

必 要 書 類	1 佐久市川村吾蔵記念館協議会公募委員申込書 2 履歴書 (美術作品に関する知識および経験についてわかるように記載してください)
様 式	1 佐久市川村吾蔵記念館協議会公募委員申込書 (別添様式) 2 履歴書 (市販のもの)

6 申込方法及び期限

申 込 方 法	別添の申込書に必要書類を添えて、次のいずれかの方法により申し込んでください。 1 持参 (佐久市役所南棟3階 文化振興課) 2 郵送 封筒のおもて面に「公募委員書類在中」と朱書きしてください。 (宛先: 385-8501 佐久市中込3056番地 佐久市教育委員会 社会教育部 文化振興課宛て)
申 込 期 限	令和8年12月21日(月)

7 選考方法

選 考 方 法	申込書類の審査後、申込資格に適合すると認められる有資格者が募集人員を超えた場合には、公開のもとで抽選により選考します。 1 日時 令和8年12月25日(金) 午前10時から 2 会場 佐久市役所南棟3階会議室

8 選任時期及び任期

選 任 時 期	令和9年3月1日(月)予定
任 期	選任の日から2年間

9 委員報酬等の有無及び金額

種　　別	報 酬	費 用 弁 償
有　　無	有	有
金　　額	1 日あたり 6,500 円 （会議等が半日で終わる場合は、 この半額）	旅費　1kmあたり 37 円 （車で来庁する場合）

10 その他

特 記 事 項	1　申込書類の記載事項について、関係機関等に問い合わせをすることがあります。 2　委員に委嘱されたのちに申込資格を満たさない状況になったときは、任期途中においても委員の資格を失います。 3　申込者が募集人員に満たない場合の再公募はしません。
問 合 せ 先	佐久市教育委員会　社会教育部　文化振興課　文化施設係 （担当:大井・片桐）　電話番号:　0267-62-5535